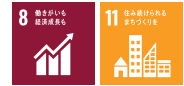




# 第5章

災害からの復旧・復興や  
防災・減災、国土強靱化等



## 第1節

## 東日本大震災からの復旧・復興

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災<sup>ひがしにほん</sup>では、岩手県、宮城県、福島県の3県を中心とした東日本の広い地域に東京電力福島第一原子力発電所<sup>とうきょうでんりょくふくしまだいいち</sup>(以下「東電福島第一原発」という。)の事故の影響を含む甚大な被害が生じました。

政府は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、被災地の復興に向けて取り組んでいます。

本節では、東日本大震災の地震・津波や原子力災害からの農業分野の復旧・復興の状況について紹介します。

## (1) 地震・津波災害からの復旧・復興の状況

## (営農再開が可能な農地は復旧対象農地の96%)

東日本大震災による農業関係の被害額は、平成24(2012)年7月5日時点(農地・農業用施設等は令和6(2024)年3月末時点)で9,644億円、農林水産関係の合計では2兆4,436億円となっています(図表5-1-1)。これまでの復旧に向けた取組の結果、復旧対象農地1万9,640haのうち、令和6(2024)年3月末時点で1万8,870ha(96%)の農地で営農が可能となりました(図表5-1-2)。農林水産省は、引き続き農地・農業用施設等の復旧に取り組むこととしています。

図表5-1-1 農林水産関係の被害の状況

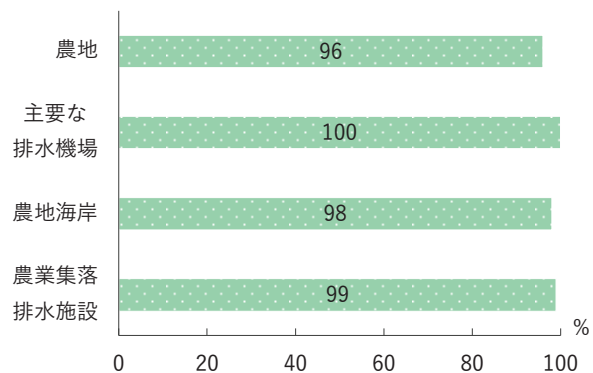
| 区分        | 被害額<br>(億円) | 主な被害                        |
|-----------|-------------|-----------------------------|
| 農業関係      | 9,644       |                             |
| 農地・農業用施設等 | 9,009       | 農地、水路、揚水機、<br>集落排水施設等       |
| 農作物等      | 635         | 農作物、家畜、農業倉庫、<br>ハウス、畜舎、堆肥舎等 |
| 林野関係      | 2,155       | 林地、治山施設、林道施設等               |
| 水産関係      | 12,637      | 漁船、漁港施設、共同利用施設等             |
| 合計        | 24,436      |                             |

資料：農林水産省作成

注：平成24(2012)年7月5日時点の数値

(農地・農業用施設等は令和6(2024)年3月末時点)

図表5-1-2 農地・農業用施設等の復旧状況



資料：農林水産省作成

注：1) 令和6(2024)年3月末時点の数値

- 2) 農地は、公共用地等への転用(見込みを含む。)が行われたものを除いた復旧対象農地1万9,640haに対するもの(福島県の770haを除き完了)
- 3) 主要な排水機場は、復旧が必要な96か所に対するもの
- 4) 農地海岸は、復旧が必要な122地区に対するもの(福島県の3地区を除き完了)
- 5) 農業集落排水施設は、被災した401地区に対するもの(復旧事業実施中の施設を含む。)

## (事例) 震災からの復興に向け、地域一体となった生産・加工・販売を展開(岩手県)

岩手県陸前高田市の農事組合法人<sup>ひろたはんとう</sup>広田半島と<sup>ひろたはんとう</sup>広田半島営農組合では、水田の大区画化や機械化のほか、地区の女性グループが主体となって地域農産物等を材料とした加工品の開発・販売に取り組み、多角的な経営を展開しています。

同組合は、農作業の共同化を通じた効率的な農業経営を実現し、農用地の利用集積を推進することを目的として平成21(2009)年に設立されましたが、平成23(2011)年の東日本大震災に伴う津波の影響により大きな被害を受けました。

沿岸部の水田、畑地約10haは、津波浸水等により被災したほか、同組合の農地も経営面積の3分の2が浸水し、農業機械や家屋、農産加工施設等が流失しました。

広田地区では、営農継続が懸念される状況でしたが、地域農業の担い手として中心的な役割を担う同組合では、同年度には、岩手県立農業大学校等の協力により試験栽培として主食用米の作付けを再開しました。平成24(2012)年産からは水稻の作付面積は順調に増加し、平成27(2015)年には農産部門を農事組合法人広田半島として独立させました。令和5(2023)年1月時点では、地区内農地の99%が同法人に集約され効率化が進んでおり、単位面積当たりの基幹作業に要する時間は約4割にまで削減されています。

また、農産加工施設は平成24(2012)年に高台に場所を移して再建され、地区の女性グループが主体となって菓子や味噌加工品の製造・販売を行っています。新商品開発や販路拡大にも力を入れており、地元のスーパーマーケットや道の駅での販売のほか、ふるさと納税の返礼品としても採用されています。

同地区では、今後とも高収益作物の生産や地域資源を活用した6次産業化の取組を地域一体となって進め、「住んでよし、来てよし」の魅力ある地域づくりを推進していくこととしています。



再建した農産加工施設

資料：広田半島営農組合



広田地区で生産された  
農産物等を加工した菓子

資料：広田半島営農組合

## (地震・津波からの農地の復旧に合わせた圃場の大区画化の取組が進展)

岩手県、宮城県、福島県の3県では、地域の意向を踏まえ、地震・津波からの復旧に合わせた農地の大区画化に取り組んでいます。令和4(2022)年度末時点の整備計画面積については8,380haであり、整備完了面積は97%の8,160ha(このうち大区画化が完了した面積は6,790ha)となっており、地域農業の復興基盤の整備が進展しています。

## (「創造的復興の中核拠点」となる福島国際研究教育機構が設立)

福島県を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する「創造的復興の中核拠点」を目指し、令和5(2023)年4月に福島国際研究教育機構(以下「F-REI」という。)が設立されました。

F-REIにおける農林水産業分野の研究開発では、現場が直面している課題の解消に資する現地実証や社会実装に向けた取組を推進する「農林水産分野の先端技術展開事業」に取り組むとともに、労働力不足や高度な資源循環といった福島県や我が国に共通する課題解

決を図るため、農林水産資源の超省力生産・活用による地域循環型経済モデルの実現に向けた実証研究等に取り組むこととしています。

### (東日本大震災からの復旧・復興のために人的支援を実施)

農林水産省は、東日本大震災からの復旧・復興や農地・森林の除染を速やかに進めるため、被災した地方公共団体との人事交流を行っています。また、被災地における災害復旧工事を迅速・円滑に実施するため、被災県からの支援要望に沿って、他の都道府県等とともに、専門職員を被災した地方公共団体に派遣しています。特に原子力被災12市町村<sup>1</sup>については、令和2(2020)年度から市町村それぞれの状況に応じて職員を派遣するなどの支援を実施しています。

## (2) 原子力災害からの復旧・復興

### (農畜産物の安全性確保のための取組を引き続き推進)

生産現場では、市場に放射性物質の基準値を上回る農畜産物が流通することのないように、放射性物質の吸収抑制対策、暫定許容値以下の飼料の使用といった各々の品目に合わせた取組が行われています。このような生産現場における取組の結果、基準値超過が検出された割合については、全ての品目で平成23(2011)年以降低下し、平成30(2018)年度以降は、農畜産物<sup>2</sup>において基準値超過はありません<sup>3</sup>。

### (原子力被災12市町村の営農再開農地面積は目標面積の約8割)

原子力被災12市町村における営農再開農地面積は、令和4(2022)年度末時点で、前年度に比べ645ha増加し8,015haとなっています。一方、特に帰還困難区域を有する市町村の営農再開が遅れていることが課題となっています。農林水産省では、令和7(2025)年度までに、平成23(2011)年12月末時点で営農が休止されていた農地1万7,298haの約6割で営農が再開されることを目標としています。この目標に対する進捗割合は、令和4(2022)年度末時点で約8割となっています。



福島県葛尾村の畜産農家と  
意見交換を行う農林水産副大臣



福島県富岡町のたまねぎ生産者と  
意見交換を行う農林水産大臣政務官

<sup>1</sup> 福島県の田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

<sup>2</sup> 栽培・飼養管理が可能な品目

<sup>3</sup> 既に廃棄された圃場での産品等の特殊な事例3件を除く。



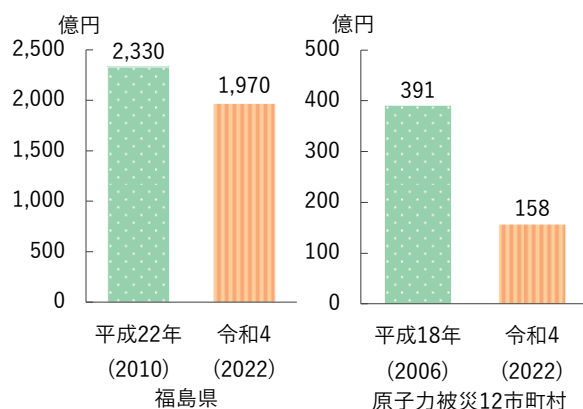
## (農地整備の実施済み面積は2,120haに拡大)

原子力被災12市町村の農地については、営農休止面積1万7,298haのうち、営農再開のための整備が実施又は検討されている農地の面積は4,460haとなっています。このうち、令和4(2022)年度末時点で2,120haの農地整備が完了しました。

## (原子力被災12市町村の農業産出額は被災前の約4割)

福島県の農業産出額は、県全体では東日本大震災前の平成22(2010)年が2,330億円であったのに対し、令和4(2022)年が1,970億円と約8割まで回復しています(図表5-1-3)。一方、原子力被災12市町村では、東日本大震災前の平成18(2006)年が391億円であったのに対し、令和4(2022)年が158億円と約4割にとどまっています。

図表5-1-3 東日本大震災前と比較した原子力被災12市町村の農業産出額



資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「令和4年市町村別農業産出額(推計)」を基に作成

## (事例) 被災地域の農業復興に向け、雇用と名産品を同時に創出(福島県)

福島県葛尾村の「かつらお胡蝶蘭合同会社」では、福島再生加速化交付金を活用し、雇用と名産品を同時に生み出すコショウラン栽培の事業に取り組んでいます。

平成23(2011)年3月の東電福島第一原発事故により、同村では全域避難を余儀なくされました。平成28(2016)年6月に帰還困難区域を除いて避難指示が解除されましたが、農業の復興を目指す上では、放射性物質の影響に関する懸念を始め、多くの克服すべき課題がありました。

主要産業のほぼ全てが大きな打撃を受けた中で、同村ではコショウラン栽培の実現に向け、平成29(2017)年1月に、かつらお胡蝶蘭合同会社を設立し、地域に雇用と名産品を同時に生み出すプロジェクトを始動させました。

同村が平成29(2017)年に福島再生加速化交付金を活用し建設した胡蝶蘭栽培施設を、同社は無償で借り受け、事業を開始しました。

令和5(2023)年9月時点では、約10aの栽培ハウスが2棟あり、社員やパート従業員併せて13人のスタッフが毎月4,700株ほどの苗を仕入れ、6か月程度栽培し、美しく仕立てた上で、年間5万2千株のコショウランを出荷しています。

同社のコショウランは、同村と福島県の復興への願いを込めて「hope white」と命名されています。美しい純白の色合いで、大きく肉厚の花弁を持ち、花持ちが良い商品として、市場でも高い評価が得られています。同社では、今後ともコショウランの産地として発展し、葛尾村の農業を再生させることを目指しています。



コショウランのハウス栽培

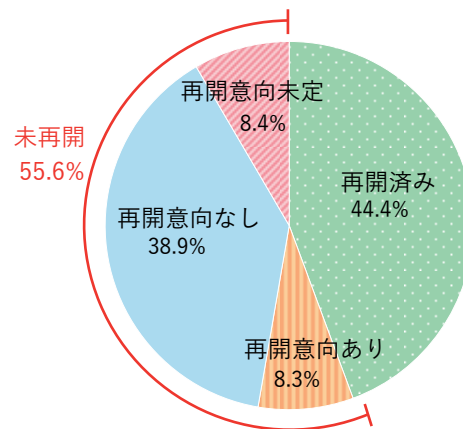
資料：かつらお胡蝶蘭合同会社

### (営農再開に向け、地域外も含めた担い手の確保等が課題)

農林水産省は、福島相双復興官民合同チームの営農再開グループに参加し、平成29(2017)年4月から令和5(2023)年12月にかけて、原子力被災12市町村の農業者を対象として営農再開状況及び意向に関する聞き取りを実施しました。その結果、「再開済み」が約4割、「再開意向あり」が約1割、「再開意向なし」が約4割、「再開意向未定」が約1割となりました(図表5-1-4)。また、「再開意向なし」又は「再開意向未定」である農業者のうち、「農地の出し手となる意向あり」と回答した農業者は約7割に上ることから、地域外も含めた担い手の確保や担い手とのマッチングが課題となっています。

このため、新たな参入企業等の確保に向け、関係機関と連携し、地域外も含めた農業法人や建設業者の参入を促進するとともに、参入に関心のある企業等の現地案内や参入可能な農地へのマッチング支援を行いました。

図表5-1-4 原子力被災12市町村における営農再開状況及び意向



資料：福島相双復興官民合同チーム「原子力被災12市町村における農業者個別訪問活動結果」(令和6(2024)年1月公表)を基に農林水産省作成

注：平成29(2017)年4月～令和5(2023)年12月に、原子力被災12市町村の農業者2,527者を対象として実施した営農再開状況及び意向に関する聞き取り調査結果

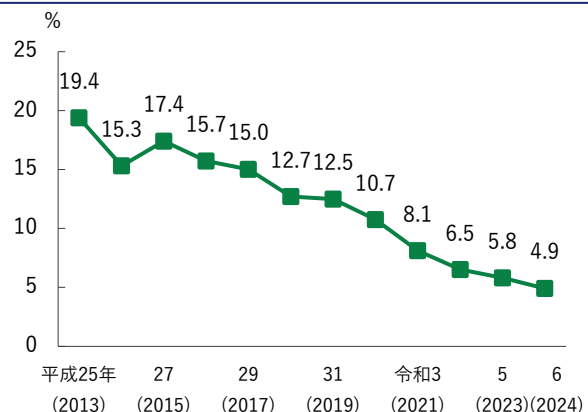
### (放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は減少傾向で推移)

消費者庁が令和6(2024)年3月に公表した調査によると、放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合については、令和6(2024)年は4.9%となり、調査開始以来最低の水準となりました(図表5-1-5)。

風評等が今なお残っていることを踏まえ、復興庁やその他関係府省は、平成29(2017)年12月に策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく取組のフォローアップとして、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の三つを柱とする情報発信を実施し、風評の払拭に取り組んでいます。

また、福島県の農林水産業の復興に向けて、同県ならではのブランドの確立と産地競争力の強化、GAP認証等の取得、放射性物質の検査、国内外の販売促進といった生産から流通・販売に至るまでの総合的な支

図表5-1-5 放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合



資料：消費者庁「風評に関する消費者意識の実態調査」(令和6(2024)年3月公表)を基に農林水産省作成

注：1) 各年3月(令和3(2021)年は2月)に公表された結果の数値  
2) 食品の生産地を気にする理由として「放射性物質の含まれていない食品を買いたいから」と回答した者に対して行った「食品を買うことをためらう産地(複数回答)」の質問への回答として「福島県」を選択した者の、全回答者5,176人に対する割合

援を行っています。

さらに、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、消費者、生産者等の団体や食品事業者といった多様な関係者の協力を得て被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的な利用を進めており、引き続き被災地産食品の販売促進等の取組を推進することとしています。

### （「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を立上げ）

三陸・常磐地域の水産業は、東日本大震災によって深刻な影響を受けましたが、今日においても、燃油価格の高騰、水産資源の減少、ALPS処理水<sup>1</sup>の放出に関する風評の懸念等様々な問題に直面しており、引き続き風評を抑制・払拭することに加え、三陸・常磐地域の水産業等の本格的な復興や持続的な発展を後押しすることが必要となっています。このため、経済産業省、復興庁、農林水産省において、令和4(2022)年12月に産業界、地方公共団体、政府関係機関から広く参加を募り、三陸・常磐地域の水産物等の「売り手」と「買い手」をつなげることで、「三陸・常磐もの」の魅力を発信し、消費拡大を推進するプロジェクトである「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を立ち上げました。



三陸・常磐ものを食べて応援する内閣総理大臣  
資料：内閣広報室



魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク

URL : <https://sjm-network.jp/>

令和5(2023)年度においては、同ネットワークの取組の一環として、「三陸・常磐ウィークス」と称し、イベントの実施や、ネットワーク参加企業等による「三陸・常磐もの」の消費拡大を図る取組を実施しました。

### （EU等が食品輸入規制を撤廃）

令和5(2023)年8月に、EU等は、平成23(2011)年の東電福島第一原発の事故後に導入した日本産食品に対する輸入規制を撤廃しました。

科学的根拠に基づく規制撤廃の判断は、風評を抑制し、被災地の復興を後押しするものとなります。規制撤廃を機にEU向け輸出の更なる拡大を図るため、政府は、令和5(2023)年9月に、福島県と協力し、EU関係者等に向け、福島県産水産物や果実等の日本産食品を紹介するイベントを開催しました。今後、EUにおいて、福島県産品を始め、日本食の更なる普及が進展することが期待されています。

### （農林漁業者等への損害賠償支払累計額は1兆262億円）

原子力損害の賠償に関する法律の規定により、東電福島第一原発の事故の損害賠償責任は東京電力ホールディングス株式会社が負っています。

同社によるこれまでの農林漁業者等への損害賠償支払累計額は、令和6(2024)年3月末時点で1兆262億円となっています<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> トピックス3を参照

<sup>2</sup> 農林漁業者等の請求・支払状況について、関係団体等からの聞き取りから把握できたもの





## 第2節

## 大規模自然災害からの復旧・復興

我が国は自然災害が発生しやすい環境下にあることから、発災そのものを抑制する「防災」、発生時の被害を小さくする「減災」、被災後速やかに同じ機能に戻す「復旧」、生活環境や経済を含め質的な向上等を目指す「復興」を効果的に連携させ、災害に対する国土の強靱性を高めることで、食料の安定供給を確保していくことが重要です。

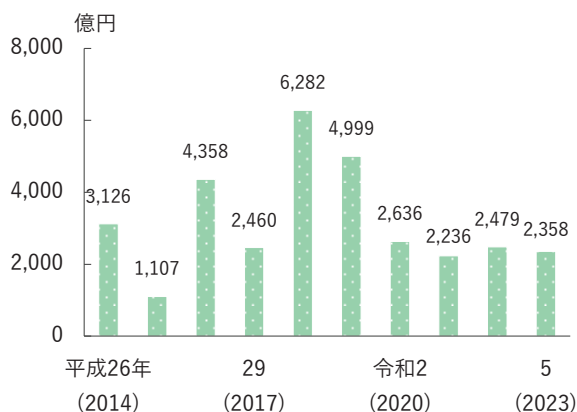
本節では、近年の大規模自然災害による被害の発生状況や災害からの復旧・復興に向けた取組について紹介します。

## (1) 近年の大規模自然災害からの復旧・復興の状況

(近年は地震や大雨等による被害が継続的に発生)

平成28(2016)年の熊本地震、平成30(2018)年の北海道胆振東部地震、令和元(2019)年に立て続けに本州に上陸した台風を始めとして、近年は毎年のように日本各地で大規模な自然災害が発生しています。我が国の農林水産業では農作物や農地・農業用施設等に甚大な被害が発生しており、特に平成28(2016)年や平成30(2018)年、令和元(2019)年の自然災害による農林水産関係の被害額は、過去10年で最大級となりました(図表5-2-1)。

図表5-2-1 過去10年の農林水産関係の自然災害による被害額



資料：農林水産省作成

注：令和5(2023)年の被害額は、令和6(2024)年3月末時点の数値

## (「令和2年7月豪雨」、「令和3年8月の大雨」等からの復旧・復興を推進)

「令和2年7月豪雨」により被災した東北・東海・九州地方等の農地・農業用施設については、順次復旧工事が進み、令和6(2024)年3月末時点で、災害復旧事業の対象となる8,857件のうち約9割の8,316件で復旧が完了しました。また、被災した農業用機械や農業用ハウスについては復旧が全て完了しました。

「令和3年7月1日からの大雨」、「令和3年8月の大雨」により被災した農地・農業用施設については、令和6(2024)年3月末時点で、災害復旧事業の対象となる7,244件のうち約9割の6,698件で復旧が完了しました。

「令和4年8月3日からの大雨」、「令和4年台風第14号・第15号」等により被災した農地・農業用施設については、令和6(2024)年3月末時点で、災害復旧事業の対象となる4,582件のうち約8割の3,517件で復旧が完了しました(図表5-2-2)。

農林水産省は、引き続き、関係する都道府県や市町村と連携し、復旧工法に関する技術的支援等を行い、早期復旧を目指していくこととしています。



図表5-2-2 令和4(2022)年度の自然災害からの復旧状況



資料：農林水産省作成

## (事例) 「平成29年7月九州北部豪雨」からの営農再開を後押し(福岡県)

福岡県朝倉市の「筑前あさくら農業協同組合」(以下「JA筑前あさくら」という。)は、農業に特化したボランティアセンターを設置し、被災農地の営農再開を後押ししています。

同市では、平成29(2017)年7月に、停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等により、線状降水帯が形成・維持され、同じ場所に猛烈な雨を継続して降らせたことから、記録的な大雨となる「平成29年7月九州北部豪雨」が発生し、人的被害や家屋等の被害のほか、農林業にも甚大な被害を受けました。

このような状況の中、JA筑前あさくらでは、同年11月から行政やNPO法人等と協力して「JA筑前あさくら農業ボランティアセンター」を開設し、一般ボランティアの協力による被災農家の営農再開に向けた支援活動を開始しました。

同センターでは、被災農家のニーズ把握やボランティアの派遣調整等を行い、令和2(2020)年8月末時点で延べ約5,400人の一般ボランティアが被災農地の土砂撤去等の復旧作業に協力しました。

また、JA筑前あさくらでは、令和5(2023)年7月の豪雨による被災時には、農協職員や行政機関職員等による農業ボランティアの派遣調整を行うなど、早期の営農再開に向けた復旧支援に取り組みました。

大災害からの復興は長期間を要し、継続的な活動が求められることから、JA筑前あさくらでは、引き続き関係機関と連携しながら、地域農業の振興を図っていくこととしています。



果樹園の土砂撤去を行う  
農業ボランティア

資料：筑前あさくら農業協同組合

## (コラム) 「令和4年5月からの雹害」を乗り越え、地域農業の再生が進展

我が国は、その自然的、地形的条件から災害を極めて受けやすい状況にあり、降雨、洪水、暴風、地震等異常な自然現象により、全国各地で農地・農業用施設等の被害が見られています。そのような中、令和4(2022)年5～6月に発生した「令和4年5月からの雹害」については、東北・関東を中心に農作物等の被害が確認された一方で、降雹による被害を受けた農業者や食品事業者の中には、厳しい状況に直面しながらも、農業経営の立て直しや、地域農業の再生に向け、前向きな取組を展開している事例が見られています。

例えば埼玉県本庄市の株式会社ファームサイドでは、ミニトマトの栽培ハウスの屋根に多数の大きな穴があき、張り替え工事が必要となったことから、クラウドファンディングを活用することで雹害からの復旧を図り、昔ながらの手法・技術と、最先端の技術・設備を融合させた新しい農業の実現に向けた取組を進めています。

また、群馬県高崎市の梨生産農家で構成される里見梨シードル研究会では、醸造企業と協力して降雹被害を受けて販売できなくなった梨を醸造酒の原料として活用することにより、地域特産の「和梨のシードル」、「和梨のワイン」として深みと味わいのある商品を開発し、地域資源の有効活用や食品ロス削減にも寄与する取組を進めています。

このような事例のように、被災した農林漁業者等が、困難を乗り越え、将来への希望と展望をもって農林水産業の早期の復興を図ることは、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する食料の安定供給を確保する上でも、極めて重要な意義を有しています。



雹害により多数の穴の開いたビニールハウス

資料：株式会社ファームサイド



降雹被害を受けた梨を利用した  
和梨のシードルと和梨のワイン

資料：里見梨シードル研究会

## (2) 令和5(2023)年度における自然災害からの復旧

### (令和5(2023)年は2,358億円の被害が発生)

令和5(2023)年においては、「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号」や「令和5年6月29日から大雨」、「令和5年7月15日から大雨」、「令和5年台風第7号」等により、広範囲で河川の氾濫等による被害が発生し、これらの災害による農林水産関係の被害額は1,926億円となりました(図表5-2-3、図表5-2-4)。

このほか、大雪、大雨等による被害が発生したことから、令和5(2023)年に発生した主な自然災害による農林水産関係の被害額は2,358億円となりました。

図表5-2-3 令和5(2023)年の主な自然災害による農林水産関係の被害額

(単位：億円)

|                      | 農業関係  |      |          | 林野関係  | 水産関係 | 合計      |
|----------------------|-------|------|----------|-------|------|---------|
|                      |       | 農作物等 | 農地・農業用施設 |       |      |         |
| 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号 | 229.6 | 61.8 | 167.8    | 127.3 | 6.5  | 363.4   |
| 令和5年6月29日から大雨        | 772.4 | 80.8 | 691.5    | 283.6 | 7.1  | 1,063.0 |
| 令和5年7月15日から大雨        | 122.7 | 33.3 | 89.4     | 74.6  | 0.7  | 198.0   |
| 令和5年台風第7号            | 134.8 | 6.4  | 128.3    | 162.2 | 5.1  | 302.1   |

資料：農林水産省作成

注：令和6(2024)年3月末時点の数値

図表5-2-4 令和5(2023)年の主な自然災害による農林水産関係の被害状況

|                      | 時期          | 地域                        | 主な特徴と被害                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------|-------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号 | 6月1～3日      | 沖縄地方、四国地方、近畿地方、東海地方等の全国各地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風第2号が沖縄地方に接近し、沖縄・奄美に大雨。本州付近に停滞した前線に、台風周辺の非常に暖かく湿った空気が流れ込み、西日本から東日本の太平洋側を中心に大雨</li> <li>・ 農作物の冠水・倒伏、農地・農業用施設における土砂流入や破損、林地・林道施設における斜面の崩壊、漁港における泊地埋そくや養殖物のへい死等の被害が発生</li> </ul> |
| 令和5年6月29日から大雨        | 6月29日～7月13日 | 九州地方、四国地方、北陸地方等の全国各地      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 梅雨前線や上空の寒気の影響で、沖縄地方を除いて全国的に大雨</li> <li>・ 農作物の冠水、農地・農業用施設における土砂流入や破損、林地・林道施設における斜面の崩壊、漁港における泊地埋そくや養殖施設における浸水等の被害が発生</li> </ul>                                                  |
| 令和5年7月15日から大雨        | 7月15～16日    | 東北地方                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東北地方に梅雨前線が停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、東北地方の北部を中心に大雨</li> <li>・ 農作物の冠水、農地・農業用施設における土砂流入や破損、林地・林道施設における斜面の崩壊等の被害が発生</li> </ul>                                                  |
| 令和5年台風第7号            | 8月12～17日    | 中国地方、近畿地方等                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台風第7号が和歌山県に上陸した後、近畿地方を北上して日本海を北上。台風の経路に近い西日本を中心に大雨</li> <li>・ 農作物の冠水・倒伏、落果、農地・農業用施設における土砂流入や破損、林地・林道施設における斜面の崩壊、漁港施設における流木等漂着や養殖施設の破損等の被害が発生</li> </ul>                        |

資料：農林水産省作成



水田の土砂流入(鳥取県)  
(令和5年台風第7号)



災害に関する情報(農林水産省)

URL : <https://www.maff.go.jp/j/saigai/index.html>

## (激甚災害の指定により負担を軽減)

令和5(2023)年に発生した災害については、「令和5年5月5日の地震による災害」や「令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」、「令和5年8月12日から同月17日までの間の暴風雨による災害」、「令和5年9月4日から同月9日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」が激甚災害に指定されました(図表5-2-5)。これにより、被災した地方公共団体等は財政面での不安なく、迅速に復旧・復興に取り組むことが可能になりました。また、農地・農業用施設等の災害復旧事業について、地方公共団体、被災農業者等の負担が軽減されました。

図表5-2-5 令和5(2023)年発生災害における激甚災害指定

| 災害の名称                             | 発生日              | 激甚指定 |                        | 事前公表               | 閣議決定              | 公布・施行              |
|-----------------------------------|------------------|------|------------------------|--------------------|-------------------|--------------------|
|                                   |                  | 区分   | 対象                     |                    |                   |                    |
| 令和5年5月5日の地震による災害                  | R5.5.5           | 早局   | 公共土木施設(1市)             | R5.5.23<br>(18日間)  | R5.6.9<br>(35日間)  | R5.6.14<br>(40日間)  |
|                                   |                  | 局激   | 農地、農業用施設、林道、共同利用施設(1市) | —                  | R6.3.8            | R6.3.13            |
| 令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 | R5.5.28～<br>7.20 | 本激   | 農地、農業用施設、林道、共同利用施設     | R5.6.27<br>(30日間)  | R5.8.25<br>(89日間) | R5.8.30<br>(94日間)  |
|                                   |                  | 本激   | 公共土木施設                 | R5.7.27<br>(60日間)  |                   |                    |
| 令和5年8月12日から同月17日までの間の暴風雨による災害     | R5.8.12～<br>8.17 | 本激   | 農地、農業用施設、林道            | R5.9.22<br>(41日間)  | R5.10.6<br>(55日間) | R5.10.12<br>(61日間) |
| 令和5年9月4日から同月9日までの間の豪雨及び暴風雨による災害   | R5.9.4～<br>9.9   | 早局   | 農地、農業用施設、林道(3市2町)      | R5.10.13<br>(39日間) | R5.11.7<br>(64日間) | R5.11.10<br>(67日間) |
|                                   |                  | 局激   | 農地・農業用施設、林道(1町)        | —                  | R6.3.8            | R6.3.13            |

資料：農林水産省作成

- 注：1) 「本激」は、対象区域を全国として指定するもの。「局激(局地激甚災害)」は、対象区域を市町村単位で指定するもの。「早局(早期局地激甚災害)」は、局激のうち査定見込額が明らかに指定基準を超えるもの  
2) 本激と早局は災害発生後早期に指定。局激は通常年度末にまとめて指定



## 第3節 防災・減災、国土強靱化と大規模自然災害への備え

自然災害が頻発化・激甚化する中、被害を最小化していくためには、農業水利施設等の防災・減災対策を講ずるとともに、災害への備えとして農業保険への加入や農業版BCP<sup>1</sup>の策定、食品の家庭備蓄の定着等を推進することが重要です。

本節では、防災・減災や国土強靱化<sup>きょうじん</sup>、災害への備えに関する取組について紹介します。

### (1) 防災・減災、国土強靱化対策の推進

#### (改正国土強靱化基本法が成立し、新たな国土強靱化基本計画を策定)

国土強靱化は、大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、サプライチェーンの確保を始めとした、経済活動を含む社会の重要な機能を維持するための政策であり、国民生活や社会経済活動の礎となる国土基盤の高質化にとっても、また、我が国の持続可能な発展を遂げる上でも欠かすことのできないものです。

切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラの老朽化等に対処するためには、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を進めていくことが重要です。

令和5(2023)年6月には、国土強靱化実施中期計画の策定や国土強靱化推進会議の設置を内容とする改正国土強靱化基本法<sup>2</sup>が成立し、同月に施行されました。

また、同年7月には、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな「国土強靱化基本計画」を策定し、国土強靱化の取組の強化を図っています。同計画では、防災インフラの整備等に加え、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、「地域における防災力の一層の強化」を新たな施策の柱とし、国土強靱化にデジタルと地域力を最大限活かすこととしています。

農林水産省では、同計画に基づき、農用地の湛水<sup>たんすい</sup>被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修、浸水被害リスクを軽減するための「田んぼダム」の推進、ため池等の農業水利施設の耐震化、防災重点農業用ため池のハザードマップ作成、農山漁村コミュニティの維持・活性化による地域防災力の向上等の防災・減災対策を推進しています(図表5-3-1)。



堰柱を拡張し耐震補強された頭首工

このほか、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する措置を講ずる「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」(盛土規制法<sup>3</sup>)が同年5月に施行されました。農林水産省では、国土交通省等と連携し、都道府県等による規制が早期に開始されるよう、規制区域を指定するための調査等への支援を行っています。

<sup>1</sup> Business Continuity Planの略で、災害等のリスクが発生したときに重要業務が中断しないための計画のこと

<sup>2</sup> 正式名称は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律」

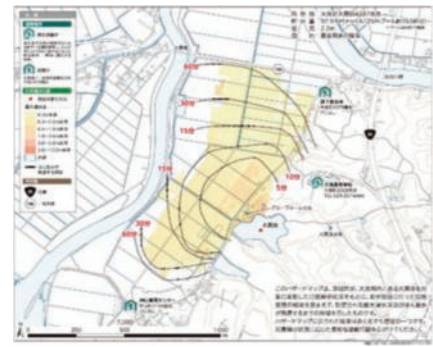
<sup>3</sup> 正式名称は「宅地造成及び特定盛土等規制法」

図表5-3-1 ため池の防災工事とハザードマップ作成の取組例



(嵩上げ工事前後のため池堤体)

資料：茨城県



(ため池のハザードマップ)

資料：茨城県大洗町

### (「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく対策を推進)

農林水産省では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、「流域治水対策(農業水利施設・海岸の整備、水田の貯留機能向上)」、「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」、「農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策」、「卸売市場の防災・減災対策」、「園芸産地事業継続対策」等に取り組んでいます。

## (2) 災害への備え

### (農業者自身が行う自然災害への備えとして農業保険等の加入を推進)

自然災害等の農業経営のリスクに備えるためには、農業者自身が農業用ハウスの保守管理、農業保険の利用等に取り組むことが重要です。

台風、大雪等により園芸施設の倒壊等の被害が多発化する傾向にある中、農林水産省では、農業用ハウスが自然災害等によって受ける損失を補償する園芸施設共済に加え、収量減少や価格低下といった農業者の経営努力で避けられない収入減少を幅広く補償する収入保険への加入促進を重点的に行うなど、農業者自身が災害への備えを行うよう取り組んでいます。令和4(2022)年度の園芸施設共済の加入率は、前年度に比べ増加し73.8%となりました。

### (災害に備え、農業版BCPの策定・普及を推進)

農業版BCPは、インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し、被災後の早期復旧・事業再開に向けた計画を定めるものであり、農業者自身に経験として既に備わっていることも含め、「見える化」することで、自然災害に備えるためのものです。

農林水産省では、農業版BCPの普及に向け、パンフレットの配布等による周知を行っているほか、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」や「農業版BCP」フォーマットの活用を促進しています。また、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者によるBCPの策定等を支援しています。

このほか、食品産業事業者によるBCPの策定や事業者、地方公共団体等の連携・協力体制の構築を推進しています。

### （「食品の備蓄は行っていない」との回答が約4割）

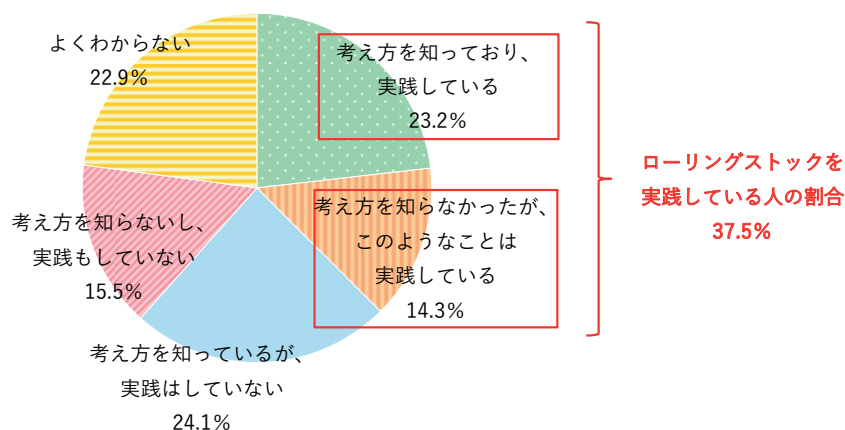
今後起こり得る災害への備えとして、国民一人一人が、日頃から食料や飲料水等を備蓄しておくことが重要です。

令和5(2023)年3月に公表した調査によると、家庭で何かしらの食品の備蓄を行っている人の割合は63.0%、「食品の備蓄は行っていない」と回答した人の割合は37.1%となりました。また、ローリングストック<sup>1</sup>の認知・実施状況については、「考え方を知っており、実践している」と回答した人は約2割となっており、「考え方を知らなかったが、このようなことは実践している」と回答した人と合わせると、実践している人の割合は約4割となっています(図表5-3-2)。

大規模な自然災害等の発生に備え、家庭における備蓄量は、最低3日分、可能であれば1週間分の食品を人数分備蓄しておくことが望ましいとされています。

このため、農林水産省では、「災害時に備えた食品ストックガイド」やWebサイト「家庭備蓄ポータル」等による周知を行うとともに、食品の家庭備蓄の定着に向けて、企業や地方公共団体、教育機関等と連携しながら、ローリングストック等による日頃からの家庭備蓄の重要性とともに、乳幼児や高齢者、食物アレルギー患者等(以下「要配慮者」という。)に対応した備えの必要性に関する普及啓発を行っています。

図表5-3-2 ローリングストックの実施状況



資料：農林水産省「食生活・ライフスタイル調査～令和4年度～」を基に作成

注：令和4(2022)年11月に実施した調査で、回答総数は4千人



家庭備蓄ポータル

URL : <https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/index.html>

<sup>1</sup> ふだんから食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭に備蓄されている状態を保つ方法のこと

## (コラム) 要配慮者向けの備蓄食品の開発や在庫管理の取組が進展

災害時の食事は、乳幼児や妊産婦、高齢者のほか、食べる機能(かむこと・飲み込むこと)が弱くなった人、慢性疾患や食物アレルギーの人等への配慮が必要となります。

このような中、近年、要配慮者向けの備蓄食品を開発する取組や、デジタル技術を活用し備蓄食品の効率的な管理運営を行う取組が進展しています。

東京都中央区のハウスギャバン株式会社では、具材の大きさや辛さを調整し、幼児や高齢者が食べやすいように工夫された備蓄用レトルトカレーを開発・販売しています。この商品は、賞味期限が5年と長期保管できることに加え、温めなくても滑らかなとろみが出るように設計されており、災害時に配慮した仕様となっています。

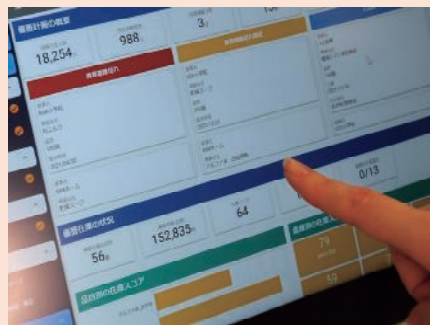
一方、東京都新宿区のmilab株式会社では、備蓄食品の在庫管理等の最適化を支援する防災備蓄管理システムを開発し、被災時に配慮が必要となる人にも適切な食事や備品が行き渡るよう、避難所生活を支援するサービスを行っています。要配慮者のデータと在庫の入出状況のデータが結びつくことにより、配食や調達、在庫管理等を効率的に行うことが可能となっています。

我が国では、災害が頻発し、災害時の食に備えることが急務となっている中、要配慮者向けの備蓄食品についても更なる取組の強化を図っていくことが求められています。



備蓄用レトルトカレー

資料：ハウスギャバン株式会社



備蓄物資管理システムの使用イメージ

資料：milab株式会社



